

## リスクコミュニケーター育成講座を各地で開催しています。

HP [http://www.fsc.go.jp/koukan/dantai\\_jisseki.html](http://www.fsc.go.jp/koukan/dantai_jisseki.html)

### リスクコミュニケーターとは？

食品安全委員会では、本年9月から「食品の安全性に関するリスクコミュニケーター育成講座」を岡山、広島、徳島、大阪、秋田の5会場を皮切りに、各地で展開しています。この講座は、地域でリスクコミュニケーションを実施する際に、様々な参加者（消費者、事業者など）の意見や論点を明確にすることで、相互の意思疎通を円滑にする役割を担う「リスクコミュニケーター」を育成するためのものです。

対象は、食品安全委員会が昨年から実施している「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」や、都道府県等が実施する食の安全に関する講座を受講した方、食の安全に関するリスクコミュニケーション業務に従事した経験のある方、地域の集会等において食の安全について講演した経験のある方です。地方自治体職員、食品関連事業者、その他の公募

による参加者の方々が熱心に受講していました。

### 講座の主眼はファシリテーション

リスクコミュニケーションを円滑に進めるために必要な技能の一つにファシリテーションがあります。ファシリテーションとは、「促進すること」「容易にすること」。会議やワークショップ等において参加者の意見を引き出し、活発な意見交換を行うことで、成果に結びつけていくよう支援するものです。この講座では、まず、リスク分析の考え方と食品安全委員会の役割について理解した上で、専門家によるファシリテーションの基礎知識についての講義を受講。さらに「アイスブレイク（※1）」やファシリテーションの基本的なスキル（傾聴、書くことなど）について実習し、実際にグループに分かれて「ワールドカフェ（※2）」や「付箋を使った話し合い（写真）」などの手法を体験しました。



### 受講者の今後の活動に期待

食品安全委員会は、今後、地方公共団体が開催する意見交換会等において、この育成講座の受講生の方々が地域のリスクコミュニケーションを円滑に進める進行役として活躍されることを期待し、情報提供等を行い、皆様の活動を支援していくことにしています。

今後も各地で開催する予定ですので、参加ご希望の方は、当委員会ホームページなどの公募情報をご確認くださいようお願いいたします。

※1:氷を溶かすように、参加者の緊張感をやわらげて、話しやすい雰囲気をつくるためなどに行うもので、ゲーム形式など様々な手法がある。  
※2:「知識や知恵は、会議室の中ではなく、人々がオープンに会話を行い、自由にネットワークを築くことのできる『カフェ』のような空間でこそ創発される」という考え方に基づいた話し合いの手法。

## 食の安全Q&A

皆様からの質問にお答えします。今回のテーマは「鳥インフルエンザ」です。

### 鶏肉や卵を食べると、鳥インフルエンザに感染するのですか？

わが国の現状では、食品（鶏肉、鶏卵）を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザが人に感染する可能性はないものと考えています。わが国では、鳥インフルエンザに対する国内防疫措置や輸入品に対する検疫措置が講じられており、また、食肉処理や卵の選別の段階で、通常、殺菌剤を含んだ水で洗浄を行うなどウイルスの付着を防ぐための措置が講じられているからです。万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスが付いていたとしても、このウイルスは胃酸のような酸には弱いこと、人の受容体は鳥のものとは異なり細胞に入り込みにくいこと、通常の調理温度で死滅することから、鶏肉や卵を食べることによって人に感染することは考えられません。

### それでも心配な場合はどうすればいいですか？

十分加熱して食べてください。インフルエンザウイルスは熱に弱く、WHO（世界保健機関）によると、ウイルスは適切な加熱により死滅するとされています。鶏などの家きん類に高病原性鳥インフルエンザが集団発生している地域（東南アジア等）では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、全ての部分が70℃に達するよう十分に加熱調理することが必要であるとしています。

このことからわかるように、万が一、食品中にウイルスが存在したとしても、食品を十分に加熱調理すれば感染の心配はありません。

### 日本の鳥インフルエンザ対策はどうなっていますか？

国内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、国内の家きん（鶏）等への感染拡大を防止することが重要です。関係都道府県と農林水産省は法律や指針（※）に基づき、まず発生農場への部外者の立入制限、鶏舎の消毒などを実施します。その後、発生農場の飼養鶏の殺処分、消毒、周辺農場における鶏や卵等の移動の制限、疫学調査を実施します。

また、家畜防疫の観点から、本病発生国・地域からの家きん類および家きん類由来製品の輸入停止措置が行われています。

※法律や指針:家畜伝染病予防法・高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針。